

## 三重県職員防災人材育成指針（仮称）の策定について

防災・減災を日常的に意識して業務を行うとともに、発災前から復旧・復興に至るまで、県民の皆様を災害から守るために必要となる知識や心構えを身に付けるため、職員の「現状と課題」を整理し、「求められる職員像」を定め、「行動原則」と「育成の方向性」を整理し、「三重県職員防災人材育成指針（仮称）骨子案」としてまとめました。

### 1 骨子案について

#### （1）防災人材育成指針（仮称）策定の背景等（P.1）

##### ① 行政職員の状況の概要

- ・過去に被災経験が無いため、自らがすべき行動がわからない状況になっています。
- ・平常時から防災・減災について我が事として日常的に取り組めていません。

##### ② 行政職員に必要とされていること

- ・三重県職員にとっての最大の使命は、県民の生命と財産を守ることとし、災害発生後であっても、行政機能を継続することが必要です。
- ・災害発生後は、災害関連死を防止することはもとより、被災者の早期の生活再建や、復旧・復興を成し遂げていくことが必要です。

#### （2）災害対応時の現状と課題（P.2）

人材育成上、どのような職員を目指すべきかについて検討するため、予め現状の課題を整理しています。

最初に過去の大規模災害で対応を行った行政職員に見られた課題を紹介した上で、三重県職員における課題を記載しています。

なお、次の4つを課題として整理します。

- 課題1 災害（被災）イメージの欠如**
- 課題2 災害対応の全体像がわからない**
- 課題3 災害対策本部運営手法がわからない**
- 課題4 個別業務がわからない**

### (3) 「職員像」について (P.3)

行政職員の現状等や、行政職員に求められていること、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方なども踏まえ、目指すべき職員像を次のとおり検討しました。

## 【職員像】

### 県民とともに「防災の日常化」に取り組む職員

職員一人一人が我が事として日常的に防災・減災に取り組み、発災後は人命の確保はもとより、被災者の早期の生活再建と地域社会のより良い復興を県民とともに成し遂げる職員

### (4) 「行動原則」について (P.4)

職員像に沿った行動を行えるよう、職員の具体的な行動に関する指針となる「行動原則」を規定します。

なお、過去の大規模災害を経験した職員によると、「平常時に培った能力」が災害時にも活かした事例があったとのこと。災害時においても県職員の行動は、既成の「三重県職員行動指針」中の「五つの心得」が重要であると考えます。

また、災害への備え、及び発災後の職員の対応として災害対応の原則として定着している「プロアクティブの原則」を参考としつつ、次の「5つの行動原則」を記載します。

#### 【プロアクティブの原則】

- 疑わしいときは行動せよ
- 最悪の事態を想定して行動せよ
- 空振りには許されるが、見逃しは許されない

#### 【5つの行動原則】

行動原則 1 被災地から学び備える

行動原則 2 職員として自らの命は自らで守り、県民の生命・財産を守る

行動原則 3 災害対応は時間との戦いとなるため、率先して行動する

行動原則 4 多様な被災者ニーズに応えるため、各自の業務を越えて連携する

行動原則 5 地域社会のより良い復興を念頭に、常に一歩先を見据える

### (5) 防災人材育成の方向性 (P.5)

平常時は、「三重県職員人づくり基本方針」で定める職員像をもとに能力向上を図ります。平常時に身に付けた能力をベースとして、災害時にさらなる能力が発揮できるよう、(2)に記載した4つの課題に「心構え」を加えた次の5項目を、職員として身に付けておくべき能力として整理します。

#### 項目1 災害(被災)イメージ力の向上

(⇒ 災害を疑似体験できる研修の開催や、実体験機会の創出)

#### 項目2 災害対応の全体像の理解

(⇒ 災害対応全体像を把握できる研修の開催)

#### 項目3 災害対策本部運営能力の向上

(⇒ 図上訓練や本部運営手法に関する研修の開催)

#### 項目4 個別業務の処理能力の向上

(⇒ 部局別防災研修の開催)

#### 項目5 心構え

(⇒ 育成指針の周知)

また、身に付けておくべき能力は、各職員の役割や職階により異なることから、「役割別」と「階層別」に分け、それぞれ記載する予定です。

「役割別」…災害対策統括部配備要員、地方統括部配備要員、緊急派遣チーム、各部局職員といった、災害対応において予め各職員に割り当てられた役割

「階層別」…主任級職員、課長級職員といったように組織としての業務遂行の役割に応じて分けられた階層

上記で整理した取組を通じて、5年以内に全ての職員が行動原則に沿った知識や心構えが身につくよう進めます。

### 3 今後の予定

- 1 1月 防災対策会議幹事会・防災対策会議 …中間案の検討
- 1 2月 県議会防災県土企業常任委員会 …中間案の説明
- 1 月 防災・減災対策検討会議(有識者会議) …最終案を議論  
防災対策会議幹事会・防災対策会議 …最終案を検討
- 3 月 県議会防災県土企業常任委員会 …最終案の説明  
防災会議で報告